

とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付するとちぎ材の家づくり支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）、補助金等の名称を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）、とちぎ材の家づくり支援事業実施要領（以下、「実施要領」という）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県産出材を利用した木造住宅の建設を支援することにより、木造住宅供給の促進並びに林業及び木材産業の活性化を図るとともに、木材の地産地消等による二酸化炭素の排出量抑制に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において掲げる用語の意義は、実施要領に定めるところによる。

(補助事業)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に自ら居住するための木造住宅を新築した者
- (2) 県内に自ら居住している住宅の所有者であり、その住宅を増築及び改築した者

2 前項の補助事業者は、県税（個人県民税を含む。）を滞納していない者とする。

3 補助事業は、次の表に定める要件を満たす住宅を建設する事業とする。

(1) 新築事業

項目	条件
住宅の目的	補助事業者が生活の本拠として居住するための住宅であること。
住宅の種類	1 木造住宅であって、原則として軸組工法により建設されること。 2 一戸建の住宅であること。
工事種別	棟別の新築
延べ面積	30m ² 以上（車庫及び店舗部分を除く。）
県産出材等の使用	1 使用木材のすべてに合法木材を使用すること。 2 県産出材を6m ³ 以上使用すること。 3 使用木材の55%以上（材積）に県産出材を使用すること。 4 構造材の60%以上（材積）に県産出材を使用すること。 5 梁・桁材の30%以上（材積）に県産出材を使用すること。
施工者	建設業を営む者であること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

(2) 増築・改築事業

項目	条件
工事種別	棟別の増築又は改築
県産出材等の使用	1 使用木材のすべてに合法木材を使用すること。 2 県産出材を5m ³ 以上使用すること。
施工者	建設業を営む者であること。

他の事業との重複	補助対象経費に他の県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。
----------	--

(3) 県産石材・県産漆喰・伝統工芸品

項目	条件
工事種別	棟別の新築（（1）新築事業への上乗せ）
県産石材・県産漆喰・伝統工芸品の使用	（県産石材） 内装材等に5㎡以上使用すること。 （県産漆喰） 内装材等に40㎡以上使用すること。 （伝統工芸品） 鹿沼組子又は日光彫を1㎡以上使用すること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

(4) 県産JAS材使用加算

項目	条件
工事種別	棟別の新築、増築及び改築（（1）新築事業、（2）増改築事業への上乗せ）
県産JAS材の使用	県産JAS材を1㎡以上使用すること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、使用木材のうち県産出材の調達に要する経費及び、県産石材、県産漆喰、伝統工芸品の調達に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前条に規定する経費の額が補助額に満たない場合は、当該実績額（万円未満切捨て）とする。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる者に交付する補助金

県産出材の使用量に応じて表1のとおりとする。ただし、表2の区分ア、イ及びウのいずれか1つ以上に該当する場合及び表3に該当する場合にあっては、同表右欄に掲げる補助額を加えた額とする。

表1

県産出材使用量	補助額
40㎡以上	600,000円
30㎡以上40㎡未満	525,000円
20㎡以上30㎡未満	375,000円
10㎡以上20㎡未満	225,000円
6㎡以上10㎡未満	150,000円

表2

区分	内容	補助額
ア 県産石材活用	県産石材を5㎡以上内装材等に使用	100,000円
イ 県産漆喰活用	県産漆喰を40㎡以上内装材等に使用	

ウ 伝統工芸品活用	鹿沼組子又は日光彫を1㎡以上内装材等に使用	
-----------	-----------------------	--

表3

県産JAS材使用量	補助額	上限額
1㎡当たり（1㎡未満切り捨て）	10,000円	100,000円

(2) 第4条第1項第2号に掲げる者に交付する補助金

県産出材の使用量に応じて表4のとおりとする。ただし、前号表3に該当する場合にあっては、同表右欄に掲げる補助額を加えた額とする。

表4

県産出材使用量	補助額
15㎡以上	225,000円
10㎡以上15㎡未満	150,000円
5㎡以上10㎡未満	75,000円

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。なお、規則第5条に基づく補助金の交付の決定後は、事業計画の変更等に伴う表1及び表4の区分を超える交付決定額の増額並びに表3の補助加算額の増額を行わないものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書	別記様式第1号	1	事業着手予定日前まで。ただし、知事が別に定める場合は、当該定めによるものとする。	実施要領第8条に定める委託事業者
			2 補助額加算事項計画書（該当するものに限る）	別記様式第2号			
			3 誓約書	別記様式第3号			
			4 建築確認済証の写し（建築場所が都市計画区域外である場合にあっては、建築基準法に基づく建築工事届の控えの写し）				
			5 案内図、配置図及び各階平面図				
			6 工事請負契約書の写し				
			7 県税事務所が発行する全税目の納税証明書（3箇月以内に発行されたものに限る。）	栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）別記様式第35号			
			8 市町が発行する個人住民税の納税証明書（栃木県内市町に納税義務を有しない者を除く。）（3箇月以内に発行されたものに限る。）				
			9 その他知事が必要と認める書類				

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、補助金交付の決定通知を受けて行うものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(審査における手続き)

第9条 知事は、規則第5条に規定する審査において、市町が実施する耐震改修促進事業との重複申請について確認するため、建築場所が所在する市町に、申請書及びその添付書類中申請者の住所及び氏名、建築場所その他の情報を提供することができる。

(補助条件)

第10条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる者は、上棟後速やかに上棟報告書(別記様式5号)1部を知事に提出すること。ただし、天災等やむを得ない理由により上棟報告書の提出が困難な場合は、知事に理由書を提出することができるものとする。
- (2) 補助事業の内容の変更(次条に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (6) 県又は団体が行う県産木材のPR事業に協力すること。

2 知事は、前項第1号に定める上棟報告書又は理由書が提出されない場合、若しくは、理由書に記載の内容がやむを得ないものと認められない場合は、交付決定を取り消すものとする。

3 知事は前項各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことがある。

(軽微な変更)

第11条 前条第1項第2号における軽微な変更とは、補助対象経費の30%を超える変更以外の変更とする。

(変更の承認)

第12条 第10条第1項第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第4号)に変更の内容及び理由を記載し、必要な書類を添付して1部を知事に提出しなければならない。

(上棟時の現地確認)

第13条 知事は、上棟報告書を受理したときは、現地確認を実施することができる。

2 第4条第1項に掲げる者及びその関係者は、前項の規定による現地確認において、使用された構造材を確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(実績報告書)

第14条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金実績報告	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 補助額加算事項実績書 (該当するものに限る)	別記様式第6号 別記様式第7号	1 1	事業完了後速やかに。ただし、知事が	林業 木材 産業

書			3 使用木材のうち県産出材に関する証明書類及び使用木材が合法木材であることを証明する書類 4 県産出材使用部分並びに事業完了後の全景を確認できる写真 5 その他知事が必要と認める書類	別記様式第8号	1 1 1	別に定める場合は、当該定めによるものとする。	課
---	--	--	---	---------	---------------------	------------------------	---

(補助金の請求)

第15条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1				確定通知書受理後10日以内	林業 木材 産業 課

(概算払の請求)

第16条 規則第19条の規定に基づき概算払の請求をする場合は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金概算払請求書	別記様式第9号	1	1 交付決定通知書の写し 2 検査結果通知書の写し		1 1	必要に応じその都度	林業 木材 産業 課

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した住宅を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に関する書類等について、補助事業の完了した日から5年を経過する日の属する年度の3月31日まで保存しておかななければならない。

附 則

この要領は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成23年度の補助金に適用する。

附 則

この要領は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年度の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。

別記様式第1号（事業計画書）

建築場所			
工事種別・構造・延べ面積	新築 木造 階建 ・ 延べ面積	m ²	
使用木材総材積 (A)	m ³	使用木材総材積における県産出材使用割合 (B/A)	% [55.0%以上]
Aのうち県産出材材積 (B) 〔補助金額区分の対象材積〕	m ³		
Aのうち構造材材積 (C)	m ³	構造材材積における県産出材使用割合 (D/C)	% [60.0%以上]
Cのうち県産出材材積 (D)	m ³		
Cのうち梁・桁材材積 (E)	m ³	梁・桁材材積における県産出材使用割合 (F/E)	% [30.0%以上]
Eのうち県産出材材積 (F)	m ³		
使用木材総材積のうち 県産出材 (B) の設計金額	円		
土台着手予定日	令和	年	月 日
上棟予定日	令和	年	月 日
事業(造作材工事まで)完了予定日	令和	年	月 日
入居予定日	令和	年	月 日
施工者	名称： 所在地： 電話番号： FAX 番号： E-mail： 担当者：		
納材業者（予定） ※複数事業者から納材を予定している場合は、すべて記入	名称： 所在地： 担当者： 連絡先：		
県産 J A S 材使用加算の有無 ※ 1 m ³ 未滿切り捨て	<input type="checkbox"/> 有 (m ³ : 円) ※交付申請時に「有」となっていない場合、実績による加算は不可		
優先採択の有無 ※希望する場合は、該当するものをチェック及び数値を記入 ※製材業者欄は、複数事業者が製材している場合は、すべて記入	<input type="checkbox"/> ①災害等による罹災 <input type="checkbox"/> ②県内に主たる営業所（本店）を有する建築業者による施工 <input type="checkbox"/> ③梁桁への県産出材を50%以上使用 (m ³) (%) <input type="checkbox"/> ④構造材への県産 J A S 材を 4 m ³ 以上使用 製材業者 () (m ³) 構造材への県産森林認証材を 4 m ³ 以上使用 製材業者 () (m ³) <input type="checkbox"/> ⑤三世代同居等 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居：同一市町 <input type="checkbox"/> 近居：異なる市町(5 km以内) (直線距離 km) ※各世代の住所がわかる位置図を提出してください。		

別記様式第2号（補助額加算事項計画書）

1 伝統工芸品等

1. 使用品目		県産石材： <input type="checkbox"/> 芦野石 <input type="checkbox"/> 大谷石 <input type="checkbox"/> 深岩石 県産漆喰： <input type="checkbox"/> 県産石灰 伝統工芸品： <input type="checkbox"/> 鹿沼組子 <input type="checkbox"/> 日光彫
2. 業者名 ※県産石材：納材業者 県産漆喰：製造業者 伝統工芸： ”	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
3. 使用場所 ※別途平面図に図示		
4. 使用面積	寸 法 ※使用箇所毎 に記載	
	面 積	m ²
5. 設計金額		円 ※最低 20 万円以上
6. その他		

2 県産 J A S 材使用加算

1. 生産者名	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
2. 使用樹種及び規格		
3. 使用材積		m ³
4. その他		

別記様式第3号

誓約書

【補助要件に係る事項】

- 私は、とちぎ材の家づくり支援事業補助金を受けるにあたり、以下のとおり誓約します。
- 1 とちぎ材の家づくり支援事業費補助金を受けて建設する住宅が竣工し、引渡しを受けたときは、速やかに生活の本拠として入居します。
 - 2 とちぎ材の家づくり支援事業費補助金の補助対象経費と補助対象経費が重複する他の県の補助金等の交付等の申請を行いません。
- (注) 県は、他の木造住宅建設補助を受けていないことを確認するため、申請者住所及び氏名、建築場所等に関する情報を、関係市町に提供します。

【三世同居又は近居に係る事項】 (三世同居又は近居に係る優先採択を希望する方のみ)

- 私は、とちぎ材の家づくり支援事業費補助金を受けて新築又は増改築する住宅により、以下のとおり三世同居または近居することを誓約します。

世代	氏名	新築(又は増改築)後の住所
祖父母		
親		
子		

【交付決定前着手に係る事項】 (該当する方のみ)

- 私は、とちぎ材の家づくり支援事業実施要領第6条の規定に基づき、以下条件を了承の上、交付決定前に事業に着手します。
- 1 審査の結果交付決定を受けない場合、又は、交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てません。
 - 2 事業については、事業着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更を行いません。

年 月 日

氏名

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度とちぎ材の家づくり支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け栃木県指令 第 号で補助金交付の決定通知があったとちぎ材の家づくり支援事業費補助金について、下記の理由により補助事業を変更したく、とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付要領第12条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 変更事業計画書 別紙のとおり

(注) 変更事業計画書は、別記様式第1号を使用するものとし、変更内容が容易に比較できるよう変更部分のみ二段書き（上段に変更前、下段に変更後）すること。

別記様式第5号

年度とちぎ材の家づくり支援事業 上棟報告書

栃木県知事

様

年 月 日

氏名

年度とちぎ材の家づくり支援事業費補助金の申請をした住宅が上棟しましたので、報告します。

交付決定番号 (又は受付番号)	
上 棟 日	
構造材に関する 当初計画との変更点	(県産 J A S 材使用加算 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)

別記様式第6号（事業実績書）

建築場所			
工事種別・構造・延べ面積	新築 木造 階建 ・ 延べ面積	m ²	
使用木材総材積 (A)	m ³	使用木材総材積における県産出材使用割合 (B/A)	% [55.0%以上]
Aのうち県産出材材積 (B) [補助金額区分の対象材積]	m ³		
Aのうち構造材材積 (C)	m ³	構造材材積における県産出材使用割合 (D/C)	% [60.0%以上]
Cのうち県産出材材積 (D)	m ³		
Cのうち梁・桁材材積 (E)	m ³	梁・桁材材積における県産出材使用割合 (F/E)	% [30.0%以上]
Eのうち県産出材材積 (F)	m ³		
使用木材総材積のうち 県産出材 (B) の実績金額	円		
土台着手日	令和	年	月 日
上棟日	令和	年	月 日
事業(造作材工事まで)完了日	令和	年	月 日
入居(予定)日	令和	年	月 日
施工者	名称： 所在地： 電話番号： FAX 番号： E-mail： 担当者：		
納材業者 ※複数事業者から納材した場合は、すべて記入	名称： 所在地： 担当者： 連絡先：		
県産 J A S 材使用加算の有無 ※事業計画書で希望した場合は実績値を記入	<input type="checkbox"/> 有 (m ³ : 円) <small>※交付申請時に「有」となっていない場合、実績による加算は不可</small>		
優先採択の有無 ※事業計画書で希望した優先採択項目の実績値を記入 ※製材業者欄は、複数事業者が製材している場合は、すべて記入	<input type="checkbox"/> ①災害等による罹災 <input type="checkbox"/> ②県内に主たる営業所(本店)を有する建築業者による施工 <input type="checkbox"/> ③梁桁への県産出材を50%以上使用 (m ³) (%) <input type="checkbox"/> ④構造材への県産 J A S 材を 4 m ³ 以上使用 製材業者 () (m ³) 構造材への県産森林認証材を 4 m ³ 以上使用 製材業者 () (m ³) <input type="checkbox"/> ⑤三世代同居等 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居：同一市町 <input type="checkbox"/> 近居：異なる市町(5 km以内)(直線距離 km) <small>※各世代の住所がわかる位置図を提出してください。</small>		

別記様式第7号（補助額加算事項実績書）

1 伝統工芸品等

1. 使用品目		県産石材： <input type="checkbox"/> 芦野石 <input type="checkbox"/> 大谷石 <input type="checkbox"/> 深岩石 県産漆喰： <input type="checkbox"/> 県産石灰 伝統工芸品： <input type="checkbox"/> 鹿沼組子 <input type="checkbox"/> 日光彫
2. 業者名 ※県産石材：納材業者 県産漆喰：製造業者 伝統工芸： ”	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
3. 使用場所 ※別途平面図に図示		
4. 使用面積	寸 法 ※使用箇所毎 に記載	
	面 積	m ²
5. 実績金額		円
6. その他		

_____年度とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付申請に係る_____様邸建築において上記のとおり、とちぎ県産材を用いて施工したことを証明します。

年 月 日

施工業者 所在地

名称及び代表者氏名

担当者氏名

連絡先

2 県産JAS材使用加算

1. 生産者名	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
2. 使用樹種及び規格		
3. 使用材積		m ³
4. その他		
5. 使用状況がわかる写真 ※この欄に貼付又は別紙に添付		

出荷証明書

栃木県知事 福田 富一 様

令和 (20)年度とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付申請に係る _____ 様
邸建築において、以下のとおり納材したことを証明します。

区分	樹種	材積 (m ³)	製材業者名
木材総材積			
うち県産出材材積			
うち構造材材積			
うち県産出材材積			
梁桁材材積			
うち県産出材材積			
県産JAS材総材積 (加算申請有の場合)			
構造材のうち県産JAS材材積			
構造材のうち県産森林認証材材積			

令和 年 月 日
合法木材・県産出材証明者
(納材業者)

担当者氏名 : _____

合法木材認定番号:

JAS認定番号:
※加算申請有の場合は必ず記載

森林認証認定番号:

栃木県産出材証明印

※合法木材のみを出荷し、県産出材を納材していない場合は証明印不要

別記様式第9号

年度とちぎ材の家づくり支援事業費補助金概算払請求書

金 円

年 月 日栃木県指令 第 号で交付決定の通知のあった 年度とちぎ材の家づくり支援事業費補助金を、上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第19条の規定により請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所
氏 名